

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市温泉入浴送迎支援事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	温泉等入浴の利用者の利便性、市民の入浴の機会及び外出の機会を向上させることにより、市民の健康増進を図るために、温泉入浴事業を行っている事業者が行う送迎活動に係る経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	市から温泉施設を借受けて、その管理運営を行う者
補助対象経費	送迎に係る賃金、燃料費、印刷製本費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	3/5
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 温泉施設を無償で借受けている事業者であり、事業実施のための必要性から3/5を補助するが、年次的に低減する方向で実施する。
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	暗線利用者の増加(H28年度 290,291名) ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 費用対効果の数値化についてはできないが、事業の実施により交通弱者が温泉を利用することができ、外出の機会が増え市民の健康増進を図ることができると考えられ、温泉利用者数での評価とする。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 対象者に直接案内する
事業担当 (担当部署)	市民生活課 温泉施設係
(電話番号)	0259-63-3115